



巻頭言

「刑事裁判が変わる!!」

VSCO理事長・弁護士 高原 勝哉

■100年に1度の大改革——— 被害者参加と損害賠償命令

100年に1度の経済危機で、派遣切り、リストラが続出。VSCOが支援している或るDV被害者のA子さんが曰く「私の派遣先はお弁当屋さんで、お給料は自動車関連に勤めている友人の半分位。でも、彼女は派遣切り。私はお弁当屋さんでよかった。」ところが、不人気だった公営住宅へも入居希望者が急増し、内定しかけていたA子さんの入居が不可能となった…。経済危機の荒波は、A子さんにもVSCOにも押し寄せてきています。

そんなさ中、刑事裁判の世界では、100年に1度の大改革が進行中です。ひとつは、2009年5月21日からスタートする裁判員制度。有罪無罪の判断や量刑を、「おかみ」（プロの裁判官）だけではなく、裁判官3名と民間の裁判員6名で決定するのです。これに伴い、捜査のあり方や法廷の進め方も、これまでとは一変するはずですが、

ですが、忘れてならないのは、**刑事裁判への被害者参加**。10年位前までは、「証拠品」にすぎなかった犯罪被害者が、希望すれば、バーの中、検察官の隣にすわり、証人を尋問したり、被告人に質問したり、検察官の論告・求刑と同じような意見の陳述ができるのです。こちらは、2008年12月1日からスタート。全国初の被害者参加が実施された2009年1月23日。その翌日の新聞は、「この思い反映して」「実刑を」訴えた遺族などと報道しました。経済的に余裕がない方には、国の費用負担で「被害者参加弁護士」をつけることもできます。

また、これまで、被害者が加害者に慰謝料などの損害賠償請求をしようとすれば、刑事裁判とは全く別に民事裁判を起こさなければならず、時間的にも経済的にも大変な負担を強いられておりました。ところが、被害者参加と同じく2008年12月1日から**損害賠償命令**の制度がスタートし、刑事で有罪となれば、その裁判を担当した裁判官が刑事の証拠に基づいて損害賠償命令を出すことができるようになったのです。

■いつでも、お気軽にご相談下さい。

刑事裁判への被害者参加と被害者参加人のための国選弁護制度、そして損害賠償命令、いずれも画期的な制度の導入です。VSCOにとっても、被害者支援の新しく強力なメニューを手にすることができた訳です。これを活用しない手はありません。お申し出があれば、すぐにご利用頂けるよう、すでに万全の体制を整えております。他方、被害者参加は義務ではありません。参加すること自体、心の負担になるという方もおられます。VSCOでは、そのような場合、支援員が被害者の方に代わって刑事裁判を傍聴しあとでその様子をお伝えするというメニューも用意しております。どうぞ、いつでもお気軽にご相談下さい。

■VSCOの活動と課題をご報告します。

以上の問題とは別に、2008年度は、質量ともに多大な活動実績をあげることができました。VSCOの存在を広めて下さった地域の皆様と献身的に頑張ってくれた支援員の皆様のお陰です。心から感謝申し上げます。

今後は、公益社団法人の認定を早急に申請いたします。そして、悲願である「早期援助団体」の指定へ。すでに、ヒト（支援員・事務局員等の確保）、モノ（秘密の保持を含む施設設備の充実）の面では、ハードルをクリアしているはず。あとは、カネ（安定的な財政基盤の確立）。困難を承知で取り組み、2009年度中、遅くとも2010年度中の指定をめざして頑張ります。皆様、賛助会員の拡大のため、よりいっそうのお力をお貸しください。

被害者の声を聴き、 ともに考え、ともに行動する

2008年度犯罪被害者週間に、VSCOの実施した事業

2008年度の犯罪被害者週間(11月25日～12月1日)に、私たちVSCOでは次の事業を開催し、大きな成果をあげることができました。

(1) 弁護士と電話相談員による夜間特別電話相談

11月25日(火)～12月1日(月) 午後4時から午後7時

初めての試みでしたが、期間中5名の方がVSCO協力弁護士等との面接相談に来られました。

(2) 大藪順子写真展&トーク

11月10日(月)～11月12日(水) 午前9時半～午後5時

岡山市との「市民協働事業」として、さんかく岡山にて開催し、多くの市民に大藪さんの撮影した北米を中心とする性犯罪被害者の写真を公開しました。

初日の10日には大藪さんも駆けつけ、写真説明などのトークをされました。

(3) 大藪順子講演会

11月13日(木) 午後6時半より ウィズセンターにて開催

「レイプは魂の殺人ですー被害後の人生を輝いて過ごすために」の演題で、岡山県男女共同参画推進センター共催事業、「ウィズフェスティバル10周年」の一環として開催。約70人参加。

(4) 第5回犯罪被害者支援フォーラムinおかやま

11月26日(水)午後1時より ルネスホールにて開催

5回目を迎えたフォーラムは、大藪さんの講演を中心に、少女の性被害へのケアについて座談会を行いました。約130人が参加しました。



写真説明をする大藪さん



フォーラムinおかやまの様子

初の試み、2008年犯罪被害者支援県民公開講座

犯罪被害者の生の声を岡山県民の皆さんに広く届ける一助とすることを目的に、新たに「被害者の声を聴いてくださいー犯罪被害者支援県民公開講座」を始めました。また、各公開講座の前には、駅頭やスーパー前でちらし配りを行いました。

(1) 3月22日(土) 岡山県開発公社ビルにて開催

講師 岡本真寿美さん(全国犯罪被害者の会会員)

// 高松由美子さん(少年リンチ死事件遺族)

長崎の岡本さんは、被害直後の救急や警察の対応の問題点、多額の医療費請求に苦しめられた理不尽などを訴えられました。



第1回県民公開講座

(2) 5月24日(土) 岡山県開発公社ビルにて開催

講師 高橋シズエさん(地下鉄サリン事件遺族)

// 築山明生さん(飲酒ひき逃げ事件遺族)

高橋さんは、くしゃくしゃにした紙を伸ばしても残るしわが被害者の心であり、元に戻ることはない現実の中で、被害者や支援者・理解者がそっと寄り添い、ともにそこに居ることが重要だと強調されました。



第2回県民公開講座

(3) 11月27日(木) 津山市総合福祉会館にて開催

講師 大藪順子さん(在米フォトジャーナリスト)

写真展とトークショーも実施

県北・津山市では、初めての講演会です。多くの皆様のご協力で、40名の参加がありました。



第3回県民公開講座

大藪 順子 写真展・講演会・座談会

“レイプは魂の殺人”である



- 1971年 大阪府豊中市の牧師家庭に生まれ1995年からアメリカでフォトグラファーに。
- 1999年 自宅で就寝中にレイプ被害に遭う。
- 2001年 「STAND:性暴力サバイバー達の素顔」を立ち上げ、北米を中心に70人の被害者取材し、撮影した。
- 2002年 アメリカのドキュメンタリー番組「もう恐れない女性への暴力をとめよう」に出演し、性暴力被害の再発防止活動を開始。
- 2005年 アメリカの政府機関「犯罪被害者援助機関」のCMIに出演。
- 2006年 日本での講演活動を開始。

大藪順子(おおやぶ・のぶこ)さんは、アメリカで活躍中のフォトジャーナリストです。自宅で就寝中に男が侵入してきました。レイプ被害です。悪夢のような時間の後に、警察や病院と事後処理は進みました。カウンセラーシステム・レイプキットなどアメリカでは法律も社会慣習も日本とは違いシステムティックに事件は終了しました。やがてレイプ犯人は逮捕されました。20年の刑を受けました。しかし、以前と変わらぬ社会の流れの中で、大藪さん一人はまったく違う世界にいる感じでした。風景も友達も仕事も変わらぬ中に、自分の身に起きた言われなき事柄のみが悲惨な現実でした。うつ状態の日々は長く続きました。まさに“レイプは魂の殺人”です。長い長い時間の後に、犯人へ「あなたを許せる日が来るかもしれない」と手紙を書き、大藪さんは自分を解放したのです。「恥すべきは被害者ではない、加害者である」という強い意志のもと、性暴力被害者の自立を確信し、被害者の写真を撮り実態を伝え、再発防止の写真プロジェクトをアメリカで展開しました。

VSCOは、岡上で初めて大藪順子さんの“講演会・座談会・写真展”を、県下4ヶ所で開催しました。悲しい事に犯罪に国境はありません。VSCOにも性被害の相談が多く寄せられています。写真は商店街にある図書館を併設するオープンスペース(さんかく岡山)でパネル展示しました。ともすれば暗く陰鬱なテーマですが、明るく強い芸術性を感じる展示となりました。初日には、大藪さんの解説もあり、大きな反響を呼びました。また、第5回フォーラムでの写真展は、椅子に展示しました。椅子上の被害者一人一人の存在感を身近に実感し、思わぬ雰囲気をかもしだし、国を越えての被害者との共生を感じました。女性の被害者の多くは、望まぬ妊娠や病気など肉体的な被害に加え、精神的な被害は、人生を通して、現在と過去(事件)が行きつ戻りつ、時を積み重ねるばかりです。人生の根底を揺るがすものです。性的虐待当時の写真の中に娼婦のような幼子が写っています(写真1)。いとおしく自分の写真を持つ手に長年の悲哀を感じました。また、男性被害者も多くいます。子供の頃通っていた教会の神父に性的虐待を受けたフィル・S氏(写真2)。加害者は275年の刑に服役中ですが30年を経てなお、現場に立ち尽くす彼の目に今の悲しみを激しく感じる一枚です。



第5回フォーラムでの椅子上展示

大藪さんは、“レイプ”は、男女差なく人間の尊厳を脅かす、“魂の殺人”と訴えました。実名を公表しての使命感あふれる活動に敬意を表します。また、被写体になった多くの被害者も実名を掲げての撮影であり、傷つきながらも強く生きる姿に再発防止を強く決意しました。大藪さんは、辛い経験があったからこそ、もっと輝くその後の人生であるべきと熱く話されました。



写真1、少女

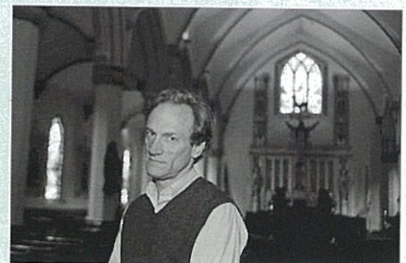


写真2、フィル・S氏

誰もが世界でたった一人の大切な存在です。今回の企画は、被害者の誇り高い自尊心の回復には、被害後、早い段階からの専門知識をもった支援者の関わりが不可欠であること・まだまだ日本では被害後の支援が不十分であることなど、今後の問題点までを提起した有意義なものでした。

NHKBS「「きょうの世界」大藪順子」の特集の密着取材とも重なり、VSCOの活動も全国放送となりました。今後注視すべき問題提起となる行事に参加できましたことに感謝しています。(VSCO支援員:谷 博子)

VSCOこの1

総会 理事会

2007年度第2回通常総会 2008年3月22日(土)

「犯罪被害者等早期援助団体」の指定を目指し①事務局体制の充実②広報啓発の拡充③電話相談時間の拡大④協力弁護士の拡大⑤精神科医による診察、治療体制の整備などを盛り込んだ2008年度の事業計画・予算を可決しました。

2008年度第1回通常総会 2008年5月24日(土)

2007年度事業・決算報告の承認と2008年度補正予算及び理事の追加選任が承認されました。

理事会も計10回と精力的に開催し、活発に議論を重ねました。



電話 相談 など

電話相談時間を大幅に拡大

4月より電話相談時間を2時間拡大し、午前10時から午後4時としました。

電話相談件数大幅に増加

昨年度は月平均18件でしたが、平成20年1月～12月では月平均25件と大幅に増加しております。(詳しくは6ページをご覧ください)

直接 支援 など

飛躍的に増えた直接支援など

専門家への橋渡しや裁判支援などの直接支援や、生活支援・心の支援・自助グループ活動の支援などの間接支援の活動も質量ともに飛躍的に増大しました。(詳しい実施状況は6ページをご覧ください)

自助 グループ 支援

殺人事件遺族も自助グループに加わる

自助グループは性暴力被害と交通事故遺族の2つのグループが活動してきましたが、殺人事件遺族の方々も参加し、「交通事故・殺人事件遺族」の会となりました。月1回か隔月のサイクルでグループ会を開催しています。

被害者 支援基金

「VSCO犯罪被害者支援基金」を設立

犯罪被害者の精神的被害等の回復又は軽減のため、精神科医や臨床心理士による診察・治療・カウンセリングなどに要する費用を支給することを目的に支援基金を設立しました。(詳しくは7ページをご覧ください)

支援員 の養成

支援ボランティア養成講座を開催

犯罪被害者支援ボランティア養成講座(岡山県後援)を開催しました。

基礎講座 2008年4月26日～6月28日全6回

中級講座 2008年7月19日～9月6日 全6回

を実施し、基礎講座は19名、中級講座は12名が修了し、計5名を補助員に採用しました。

その結果、支援員の構成は次のようになりました。

2008年10月1日現在、電話相談員15名・同補助員5名、直接支援員8名・同補助員6名、間接支援員7名・同補助員7名、自助グループ支援員5名、犯給金申請補助員3名。



継続 研修

支援員への継続研修など

支援員を対象に、継続研修とミニカウンセリングを開催しました。

ほぼ月1回の継続研修は、弁護士を講師に「性被害」「交通事故」などVSCOが取り扱った事例を基に、支援のあり方などについて研修しております。またミニカウンセリングは、心理カウンセラーを中心に、精神科医や大学教授を講師に招き、「電話の受け方(聴き方)」や「PTSD」等のテーマで9回開催しました。

年のあゆみ

2008年3月～2009年2月

全国研修

全国ネットワーク主催の研修会に参加

- ・第1回中国・四国ブロック研修会:9/20・9/21(岡山)3名
- ・第2回中国・四国ブロック研修会:1/24・1/25(岡山)4名
- ・全国犯罪被害者支援フォーラム2008:9/28(東京)7名
(パネルディスカッションには森事務局長がパネラーとして登壇しました)
- ・全国ネット秋期全国研修会:9/29・9/30(東京)6名
- ・自助グループ継続研修:10/21・10/22(東京)2名
- ・全国ネット上級研修:2009/2/2～2/4(東京)1名
- ・全国ネットコーディネーター研修:2009/2/5・2/6(東京)1名



フォーラム講演会

犯罪被害者週間の事業として、夜間特別電話相談、大藪順子写真展、第5回犯罪被害者支援フォーラムinおかやまなどを実施するとともに、新しく「県民公開講座」を始めました。(2・3ページを是非ご覧下さい)

連携

県内外の方々と連携を深めました

- | | | |
|-------|----------|-------------------------------------|
| 2008年 | 3/ 1 | 岡山で暮らす外国人女性問題研究会に参加(岡山) |
| | 3/ 5 | 岡山県学校保健会養護教諭部会で活動報告(岡山) |
| | 6/ 5 | 全国ネットワーク事務局長会議に参加(大阪) |
| | 7/ 8 | 岡山県女性相談所主催のDV研修に3名参加(岡山) |
| | 8/27 | 「おかやま被害者支援・相談ネットワーク」第1回実務者会議に参加(岡山) |
| | 10/ 2 | 「おかやま被害者支援・相談ネットワーク」総会に参加(岡山) |
| | 11/10・12 | さんかく岡山「市民協働事業」に参加(岡山) |
| | 11/13 | 「ウィズフェスティバル2008」登録団体事業に参加(岡山) |
| | 11/18 | 暴力追放・銃器根絶運動推進県民大会に参加(岡山) |
| | 11/29 | 犯罪被害者等支援講演2008inおかやまに参加(岡山) |
| 2009年 | 2/ 3 | 内閣府主催犯罪被害者等施策中国四国ブロック研修会で講演(岡山) |

情報発信

「VSCOだより」を毎月発行

VSCOの活動報告や行事予定を、関係団体や行政機関、マスコミなどに毎月1回メールや郵送などで情報発信しています。

ホームページでの情報発信 ケーブルテレビなどでの広報活動

県内のケーブルテレビやFM局などで、機会あるたびに、被害者の方へ向け電話相談などのご紹介をしています。

ビラ配り

2008年3月から、毎月1回岡山駅構内でビラ配りを行なっています。



体制づくり

事務局体制の強化

5月7日より、岸本保氏を事務局長補佐として採用し、森事務局長のもと事務局体制の強化を図りました。

各種委員会の開催

VSCOでは、相談事業・自助・広報・総務など7つの委員会をもうけ必要に応じ開催しています。また2008年10月より総務委員会の中に「公益法人部会」を組織し、公益社団法人の早期申請を図るべく準備しています。

寄付金助成金

多額の寄付金・助成金を頂きました

VSCOの活動は、正会員・賛助会員の皆様の会費と、善意の寄付金・助成金で支えられています。なかでも日本財団様には毎年多額の助成金を頂いておりますし、フィリップモリス社様からも昨年に引き続き寄付金を頂いております。本当にありがとうございました。

被害者支援活動の実施状況

2008年1月～12月分

1 電話相談

■年間相談件数(継続相談を含む)
301(月平均25)

■男女別相談件数(継続相談を含む)

男	36	女	205	不明	10	計	301
---	----	---	-----	----	----	---	-----

■相談(被害)内容(継続相談を含む)

被害内容	件数	被害内容	件数
殺人・傷害致死	1	交通被害	31
強盗	1	暴力団犯罪	0
性的被害	60	悪質商法・ヤミ金	35
いじめ・虐待	9	財産的被害	11
暴行・傷害	9	その他の犯罪	22
DV	25	犯罪被害以外	89
ストーカー	8	計	301

2 面接相談

■年間相談件数(継続相談を含む)
32(月平均2.7)

■相談の端緒

電話相談後	30	他機関の要請	2	計	32
-------	----	--------	---	---	----

3 紹介(件数)

VSCOの協力弁護士	16	県女性相談所	1
岡山弁護士会	1	県消費生活センター	57
LA岡山	0	その他の「岡山被害者支援・相談ネットワーク」加盟機関	10
法テラス岡山地方事務所	33		
精神科医	3	上記以外の機関	11
臨床心理士	0	計	132

4 専門家への橋渡し・裁判支援(回数)

専門家相談への付添	27	優先傍聴席の確保	3
専門家との連絡調整	26	遺影の持込	3
被害届・告訴状の作成・提出	1	冒頭陳述の内容告知	0
警察との連絡調整	3	公判記録の閲覧・謄写	3
警察への付添	6	証人の遮蔽・ビデオリンクなど	0
被害者連絡制度の利用	1	意見陳述のサポート	0
検察庁との連絡調整	4	法テラスへの付添	0
検察庁への付添	6	民事裁判・家事調停等への付添等	14
被害者通知制度の利用	0	仲裁センターへの付添	2
不起訴記録の開示	0	出所情報の確保	0
検察審査会への申立など	0	再被害の防止	0
岡山県女性相談所への付添	0	物品の供与・貸与	0
保護命令申立のサポート	1	警告等の申立のサポート	0
裁判所との連絡調整	0	刑事裁判・審判への付添	8
刑事裁判・審判への付添	8	VSCOでの打ち合わせ・調査	18
代理傍聴	4		
小計	87	小計	63
合計		150	

5 生活支援・心の支援・自助グループ活動の支援(回数)

自宅訪問	4	公営住宅の確保等	32
身の回りの世話	0	雇用等斡旋のサポート	1
病院への付添	3	引越し等	2
マスコミ対応	0	生活保護・生活資金の確保	21
医療サービスの提供等の仲介・付添	5	在留資格の確保	1
		自助グループの立上げ準備等	2
カウンセリング等	2	自助グループの開催	11
計		84	

6 犯給金等申請の補助(申請した件数)

犯給金申請のサポート	0
犯罪被害者遺児等に対する奨学金給付のサポート	0
計	0

7 支援基金(支給した件数)

VSCO犯罪被害者支援基金の給付	13
------------------	----

8 年度別実施件数

期間	電話相談	面接相談	紹介	裁判支援等	生活・心・自助の支援	犯給金	支援基金
2005・3～2006・2	116	20	43	9	0	0	-
2006・3～2006・12	127	17	53	26	5	0	-
2007・4～2007・12	165	10	56	49	28	2	-
2008・1～2008・12	301	32	132	150	84	0	13

相談電話
 ころに
(086) 223-5562
 毎週月～土曜(午前10時～午後4時)
 祝日・年末年始は休みます
 相談・支援は無料、秘密厳守

「犯罪被害者支援基金」を設立

VSCOでは、2008年6月に犯罪被害者支援基金を設立しました。そのきっかけとなった事例を紹介いたします。

被害者（16歳）は、顔見知りの少年に1年間も強制わいせつを受け続けていました。自宅でも被害に遭っています。しかし、被害者は、母親が少年の家の下働きをしているので、このことを話す和家人の生活が成り立っていかないと思い、母親に話すことも出来ず、自殺未遂にまで追い込まれました。そして、このことがきっかけで、母親がはじめて娘の事件を知ったのです。被害者には、事件当時の映像・感触・誰も助けてくれないという絶望感覚を伴った、フラッシュバックが起きます。フラッシュバックは予測もなく突然起きるのです。自宅で起きると机の下でじっとして何とかしのげるのですが、この被害者には授業中にも起きます。起きると、加害者の声が大きくなり先生の声も聞こえなくなり心臓がパクパクし、授業どころではなくなるのです。

事例から分かるように、性被害におけるフラッシュバック等の軽減をはかるために、精神科医への橋渡しが必要です。また、被害者と加害者は今も同じ地域内で生活しているため、転居が優先課題となります。

しかし、被害者の家族は、日々の生活を営むのに精一杯で、民間の住宅に引越したり、精神科に通院するだけの経済力を持ち合わせていません。精神科に通院するには、交通費を含め月に4,000円以上かかるのです。行政機関には支給制度がありますが、支給には3ヶ月から1年かかるので、当座の費用が支払えないのです。しかし、被害者が事件直後から適切な治療を受けると、回復が早いといわれています。

そこで、VSCOでは、「犯罪被害者の精神的被害等の回復または軽減」のため、精神科医や臨床心理士による診察・治療・カウンセリング等に要する費用を、1回5,000円、年間3万円を限度に支給することを目的に「犯罪被害者支援基金」を設立しました。財源は、地域の皆様から頂いた寄付金で、2008年12月までに、計3名の方に計13回計3万4,820円を支給させて頂きました。

ご寄付のお願い

寄付金はVSCO事務局へお持ちいただけるか、郵便振替でお願いいたします。

口座番号 01380-8-97696

口座名 VSCO犯罪被害者支援基金口



豆知識

Q 刑事裁判への被害者参加には、どんな被害者が参加できるのですか？

A 殺人・傷害、強制わいせつ・強姦、自動車運転過失致死傷、逮捕・監禁、略取・誘拐・人身売買などの罪の被害者本人や遺族の方が参加できます。

Q 「経済的に余裕がない場合」国選の被害者参加弁護士をつけることができるといわれていますが、具体的にはどんな場合ですか？

A 被害者参加人の資力（現金、預金などの流動資産の合計額）から、治療費など今後3か月以内に支出が予測される額を差引いた額が150万円未満である場合です。
なお、担当弁護士は、被害者参加人の意見を聴いた上で選定されます。また、被害者参加弁護士は、私費でつけることもできます。

注：弁護士による支援は、被害直後から必要ですが、被害者参加弁護士が活動できるのは起訴後に限られます。被害直後から起訴までの間は、日弁連委託法律援助制度による支援弁護士の支援が受けられます。

詳しくは、法テラス（TEL:0570-079714）か、VSCO（TEL:086-223-5562）まで、お問い合わせ下さい。

